

主な成果目標

【新】は国の基本指針において、第6期・第2期で新たに追加された指標

国の基本指針		実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
障害者支援施設から地域生活への移行者数		115人 (平成29～令和元年度合計)	79人以上
精神病床における 入院後の退院率 ※医療保護入院患者の退院率	3ヶ月	68.8%*	69%以上
	6ヶ月	84.6%*	86%以上
	1年	90.9%*	92%以上
精神病床における長期入院者数 (1年以上)	65歳以上	958人	737人以下
	65歳未満	641人	489人以下
地域生活支援拠点等の整備		6か所 (灘区、兵庫区、北区、須磨区、垂水区、西区)	各区に整備(9か所)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討【新】		—	年1回以上実施
福祉施設からの就労移行者数		304人	390人以上
	うち、就労移行支援事業【新】	—	249人以上
	うち、就労継続支援A型【新】	—	46人以上
	うち、就労継続支援B型【新】	—	95人以上
一般就労移行者のうち 就労定着支援事業者の利用者割合【新】		—	福祉施設から一般就労に移行 する者のうち7割以上が利用
就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所割合【新】		—	事業所全体の7割以上
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【新】		配置済み(1人)	複数人配置

神戸市では以下のような独自指標を立てています。

神戸市の独自指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
しごとサポートからの就職者実人数	269人	310人
しごとサポートが支援する職場定着率 (当該年度の1年後の定着率)	85.8%	85%
グループホームの定員数	810人	1,000人
計画相談支援員数	—	60人増加 (令和3年～5年度の合計)
計画相談支援事業所数	70事業所	100事業所
相談支援事業所事業者研修受講者数	767人 (平成28年～令和元年度の合計)	600人 (令和3年～5年度の合計)
重度の心身障がいのある人の災害時の 個別避難計画の策定数 (在宅で身体障害者手帳1級かつ療育手帳Aの所持者)	—	600件
ヘルプマークの配布数	—	24,000個 (令和3年～5年度の合計)
手話啓発講座の受講者数	604人 (平成28年～令和元年度の合計)	600人 (令和3年～5年度の合計)

神戸市 障がい者プラン

— 共生社会の実現に向けて 6か年戦略 —

概要版

■神戸市障がい者プランとは

神戸市障がい者プランは、神戸市の障がい福祉施策の理念や施策の方向性を示した「神戸市障がい者保健福祉計画」と、具体的なサービスの見込み量と確保の方策を示した「第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

■計画期間

神戸市障がい者保健福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

基本理念

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、安心して暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなでつくりまします。

【基本目標】

基本的人権・自己決定権の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現をめざします。また、障がいのある人が、自分の生活を自らの意思で選択することができるよう支援し、またその意思決定を尊重しながら取り組みを進めます。

高齢化や重度化などへの対応

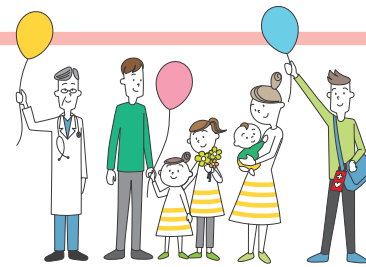
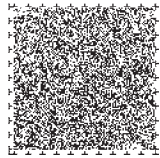
身近な地域に住まいが確保され、地域において一人ひとりの状況に応じた福祉や医療サービスを受けることができる、高齢化や重度化、「親なき後」を見据えた暮らしを支援します。

地域包括支援体制の構築

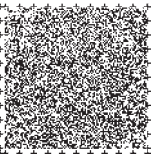
障がいのある人をはじめ、さまざまな困難を抱える人が、地域のなかで安心して住み続けられるようにするために、障がい・高齢者・子どもといった分野を超えて関係機関で協力し、取り組みを進めていきます。

社会的障壁の除去・障がいのある人の活躍

差別解消や権利擁護、啓発活動を推進することによって、障がいのある人が生活や社会参加をするにあたっての社会的障壁を取り除き、障がいのある人もない人も活躍できる社会をつくりまします。



主な施策の方向性



1) 生活支援サービスの充実

- 分かりやすい相談体制をつくり、相談窓口を周知します。
- 各種障がい福祉サービスの充実を図ります。
- 事業所の質の向上や虐待などの防止のため、事業所への指導監査に取り組みます。
- 障がいのある人が身近な地域で安心して診察・治療を受けられるように、医療体制の充実を図ります。
- 障がいのある人が高齢になっても安定した在宅生活を継続できるよう支援します。
- 難病のある人や発達障がいのある人への支援の充実を図ります。
- 障がいのある人の家族が介護をしながらでも働き続けられるように支援します。

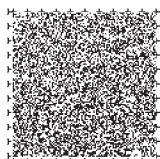
2) 地域移行・地域生活のための支援

- 施設に入所する障がいのある人が地域で暮らせるように、地域移行や移行後の生活を支援します。
- 精神科病院に入院している精神障がいのある人に対し、ピアサポーターの活用や個別支援などを通して地域移行を進めます。
- 地域移行を進めるために、グループホームの整備などを進めます。また、高齢の親と一緒に暮らせるような介護保険施設とグループホームなどを併設した施設の整備に取り組みます。
- 障がいのある人が地域で安心して生活できるように、相談や緊急時の受け入れ、見守りなどを行う障害者地域生活支援拠点の機能の充実を図ります。
- 「精神障害者地域移行・地域定着推進連携会議」などの保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めます。
- 災害時において、福祉避難所などにおける支援を充実します。また、医療的ケアの必要な人や重度心身障がいのある人の個別計画を早期に策定します。
- 障がいのある人や家族が感染症にかかった場合は、医療機関や障がい福祉サービス事業所などと連携し、適切な医療やケアが受けられるように支援します。

3) 障がいのある子どもへの対応

- 各相談窓口の役割を明確にして、相談体制を分かりやすく広報します。
- 障がい福祉サービス事業所と幼稚園・保育所などが連携し、障がいのある子ども一人ひとりに応じて支援します。
- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流を進めるインクルーシブ教育を進めます。
- 放課後等デイサービス事業所などの障害児通所支援事業所の質の向上を図り、学校や障害児相談支援事業所などの連携を進めます。
- 医療的ケアの必要な子どもが幼稚園・保育所や小中学校などに通えるように、看護師の配置や派遣を進めます。
- 放課後等デイサービスにおいて、重度障がいや医療的ケアの必要な児童・生徒を受け入れることができる事業所の確保に取り組みます。

- ペアレントトレーニングやレスパイトケアを実施し、障がいのある子どもをケアする家族を支援します。
- 関係機関で情報や課題を共有・連携することで、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行います。



4) 就労に向けた支援

- しごとサポートなどを通じて、障がいのある人や雇用事業主への支援を行います。
- 障がいのある人を雇用する企業の開拓や雇用企業の障がいのある人への理解促進を図ります。
- 市や企業から障がい福祉サービス事業所への受注を拡大するなど、福祉的就労の場の確保・拡大を図ります。
- 週20時間未満の超短時間雇用など障がい特性に応じた働き方ができるように支援します
- 障がいのある人が多様な働き方ができるようにICTを活用した在宅就労などを進めます。
- 就労移行支援事業所などの支援者の連携や支援技術の向上に取り組みます。

5) 社会参加への機会促進

- 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に取り組むことのできる場を確保します。
- 地域活動支援センターにおいて、障がいのある人同士が余暇を楽しんだり情報交換をする機会を提供します。
- 手話通訳者や要約筆記者、ICT、点字図書館などを通じて、障がいのある人が情報にアクセスしやすくコミュニケーションをとりやすくなるように取り組みます。
- 補助犬の啓発や移動に関する各種助成、障がい者割引などを進め、障がいのある人の外出を支援します。
- 公共施設などのバリアフリー化や手話の普及など、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

6) 権利擁護・差別の解消

- 各種啓発に取り組み、障がいのある人への理解を深めます。
- 障がいのある人への差別や虐待がなくなるように取り組みます。
- 成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助の活用を促進します。
- 障がい特性に配慮し、障がいのある人が投票しやすくなるように取り組みます。
- 障がいのある人に消費生活センターなどを周知し、消費者被害にあった場合には解決に向けて支援します。

7) 人材の確保・育成、資源の確保

- 介護の仕事の魅力向上や働きやすい職場環境づくりなどを進め、介護人材の確保に取り組みます。
- 障がい福祉サービス事業所の職員や市職員への研修を行い、対応力の向上を図ります。
- 障がいのある人を支える身近な地域の担い手を発掘・育成し、地域福祉のプラットフォームの構築を図ります。
- 限られた福祉人材を有効に活用するため、介護保険と障がい福祉サービスの知識を併せ持つ人材を育成します。

8) 包括的支援体制の構築

- 「1) 生活支援サービスの充実」から「7) 人材の確保・育成、資源の確保」までの横断的な課題に対応するため、相談支援体制の強化・見直し、支援体制の包括化、情報共有・ICT化の推進を行います。

